生駒市議会議長 中 谷 尚 敬 様

市民福祉委員会委員長 伊 木 まり子

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成27年10月21日(水)及び10月22日(木)
- 2 派遣場所 千葉県習志野市(市立杉の子こども園)及び東京都町田市
- 3 事 件 生駒市における幼保連携の在り方について
- 4 派遣委員 伊木まり子、成田智樹、樋口清士、桑原義隆、沢田かおる、 久保秀徳
- 5 概 要 別紙のとおり

平成27年度市民福祉委員会 調査報告書

1 視察場所・日時

- (1) 習志野市立 杉の子こども園(千葉県習志野市) / 平成27年10月21日(水) 午後1時50分から午後4時まで
- (2) 東京都町田市

/ 平成27年10月22日(木) 午前10時から午後0時10分まで

2 視察に至った経緯(背景と目的)

少子化が進展するなか、国による「子ども・子育て支援新制度」の提示もふまえた子ども・子育て支援の動きが全国の地方自治体で進んでおり、本市においても、こども園の開設を含めて鋭意取り組まれていることから、生駒市議会市民福祉委員会においては、今年度、「本市における幼保連携の在り方について」をテーマとしての年間を通じた調査を行うこととし、これまでに、市の所管部局であるこども健康部こども課の職員への現状把握のための意見聴取に引き続き、現場職員(幼稚園教諭・保育士)と、就学前の子どもをもつ保護者の問題意識やニーズの把握のための意見聴取を行ってきた。

そして、これまでの調査結果もふまえ、こども園の開設を含む幼保連携について先進的な取組を行っている自治体を視察することで、本市における幼保連携の望ましい在り方について提言を行うことを目的として、今回、千葉県習志野市にある**市立杉の子こども園と東京都町田市**を訪問・視察させていただいた。

習志野市においては、昭和 45 年に「文教住宅都市憲章」を制定され、本市と同様に、おもに公立幼稚園での幼児教育の拡充に全力で取り組まれてきた。しかしながら、習志野市においても全国的な少子化の流れが押し寄せたことから、園施設の老朽化対策も兼ねて、単なる幼稚園や保育所の統廃合だけにとどまらず、これまでからの習志野市の幼児教育に対する取組もふまえてこども園への移行を決定されたところである。

今回の視察においては、習志野市で培われてきた幼児教育・保育に対する取組、こども 園の整備と市内の公共施設の統廃合と連動させた既存の市立幼稚園・保育所の再編計画の 取組等について学ぶため、こども部こども政策課と杉の子こども園の担当者から説明を受 けるとともに、実際に杉の子こども園を現地視察させていただいた。 町田市においては、国の「子ども・子育て支援新制度」の提示を受けて、庁内組織を整備・拡充するとともに、近隣自治体との都市間競争によって、いわゆる"待機児童"の解消のための早期での抜本的な対策が求められていたことから、町田市独自の「20年間期間限定認可保育所事業」の実施に踏み切り、待機児童の解消にむけて取り組まれているところである。

今回の視察においては、「20年間期間限定認可保育所事業」の実施に至った経緯やその 内容、効果等について学ぶため、子ども生活部保育・幼稚園課と子育て推進課の担当者か ら説明を受けた。

3 視察の概要

(1) 習志野市立 杉の子こども園 (千葉県習志野市)

【視察項目】

幼保連携及び再編の在り方について

- ① 市における保育・教育サービスの現状について
- ② 「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」について
 - これまでの取組状況について
 - ・ 第2期計画策定の背景について
 - こども園に求められる役割について
 - 今後の既存市立幼稚園・保育所の再編にむけた方針と課題について

【市における保育・教育サービスの現状】

			平成 25 年度 定 員(名)	平成 25 年度 在園児数(名)·充足率(%)		
	公立(市立)	秋津幼稚園	210	40	19.0	
		香澄幼稚園	175	47	26.9	
		大久保東幼稚園	210	68	32.4	
		実花幼稚園	140	47	33.6	
幼		向山幼稚園	210	78	37.1	
稚		津田沼幼稚園	210	80	38.1	
寬		屋敷幼稚園	210	80	38.1	
		つくし幼 稚 園	140	70	50.0	
		谷津幼稚園	210	127	60.5	
		藤崎幼稚園	140	87	62.1	
		新栄幼稚園	70	51	72.9	

	私 立	第一くるみ幼稚園	(※1) -	(※1) -	(※1) -
	,,,	青葉幼稚園	105	(※1) -	(※1) -
		習志野みのり幼稚園	120 程度	(※1) -	(※1) -
		みもみ幼稚園	90 程度	(%1) -	(※1) -
		ホーリネス幼稚園	90 程度	(※1) -	(※1) -
	公立(市立)	大久保保育所	150	138	92.7
		菊田保育所	145	162	111.7
		藤崎保育所	110	122	110.9
		谷津保育所	90	106	117.8
		本大久保保育所	90	92	102.2
		大久保第二保育所	110	119	108.2
		本大久保第二保育所	50	41	82.0
		菊田第二保育所	50	61	122.0
保		秋津保育所	120	127	105.8
育		谷津南保育所	150	158	105.3
園	私 立	かすみ保育園	90	115.6	
		若松すずみ保育園	150	146	97.3
		明徳そでにの保育園	90	100	111.1
		アスクかなでのもり保育園	_	_	_
		【平成 25 年開園】	((※2) 80)		
		アスクかなでのもり第二保育園	- ((\%0) 100)	_	_
		【平成 27 年開園】 キッズ☆ガーデン奏の杜園	((%2) 120)	_	_
		【平成 27 年開園】	((**2) 120)		
	公立(市立)	東習志野こども園	120	111	00.5
		(短時間児)	120	111	92.5
		東習志野こども園 (長時間児)	150	155	103.3
_		杉の子こども園			
ت بخ		(短時間児)	90	82	91.1
ŧ		杉の子こども園	76	75	98.7
園		(長時間児)			
		袖ケ浦こども園【平成 26 年開園】 (短時間児)	- ((※ 3) 315)	- ((% 3) 69)	_
		袖ケ浦こども園【平成 26 年開園】	((/NO / 010)	— ((/•(0) 03) —	_
		(長時間児)	((※4) 100)	((※4) 86)	((※4) 86.0)

視察時提供資料等をもとに作成

- ※1 データなし
- ※2 平成27年5月現在の数字(平成25年4月現在では園が存在せず)
- ※3 「袖ケ浦こども園」の前身となった「袖ケ浦西幼稚園 (定員 140 名)」と「袖ケ浦東幼稚園 (定員 175 名)」を併せた数字 (平成 25 年度)
- ※4 「袖ケ浦こども園」の前身となった「袖ケ浦保育所」の数字(平成25年度)

ア) 施設数・園児数の状況

習志野市における幼稚園は、平成 27 年 5 月現在、公立が 11 園、私立が 5 園となっている。

市立幼稚園の園児数は、平成20年度以降、定員充足率が50%を割り始め、 それ以降もさらに年に100名ずつのペースで減少している。

(平成 25 年度:1,037 名、平成 26 年度:731 名、平成 27 年度:626 名) 今では定員の 20%を割り込む園も出て来ている。

なお、習志野市における公立幼稚園の平成 27 年度の平均の定員充足率は、 32.5%である。

一方、私立幼稚園については、3歳児から受入れ(市立幼稚園は4歳児から) を行っていることから、経営状況は安定している。

習志野市における保育所は、平成 27 年 5 月現在、公立が 10 園、私立が 6 園となっている。

少子化が進み、共働き家庭が増加してきたことにより、保育所への入園ニーズが上昇したことに伴って、市内保育所への園児数は増加傾向にあり、平成27年度は1,969人である。ほとんどの園で定員充足率が100%を超えており、定員以上の園児を預かっていることになる。

(平成 25 年度:1,793 名、平成 26 年度:1,848 名、平成 27 年度:1,969 名) なお、保護者の働き方が多様化しており、時間外保育(延長保育)の利用も在園児の約 90%を占めている。

また、待機児童は、平成 20 年度が 18 人、平成 25 年度が 47 人 (0~2 歳児 45 人)、平成 27 年度で 72 人 (保護者が入園不承諾のために入所できない園児は 300 人以上)となっている。習志野市では、平成 30 年までに保育児童 1,000 人増を目標に計画を策定した。

イ) 施設の老朽化の状況

習志野市における幼稚園や保育所の施設は、その多くが建設後40年を経過

し、老朽化が進行している。平成 25 年 4 月 1 日現在、建設後 40 年が経過し 耐震基準を満たしていない施設が、幼稚園と保育所を併せて 6 園あった。

【「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」】

ア) これまでの取組状況

習志野市におけるこれまでの取組状況は、次表のとおりである。 なお、*赤斜字*は、幼保連携やこども園の開設、市立幼稚園・保育所の再編 の検討に当たって、市民が参加された取組を示している。

年(度)・月	取組	
昭和37年度~	当時の市長の方針により、1 小学校区へ1 市立幼稚園を	Ø
	配置	
昭和 46 年 4 月	幼保小研修計画の作成	
	5 歳児希望者全員の幼稚園入園を実施	
昭和 49 年度~	障がいをもつ5歳児希望者の幼稚園での受入れを開始	
昭和 56 年度	5歳児の幼保基準カリキュラムを作成	
平成9年度	幼稚園・保育所のそれぞれで統廃合の検討を表明	
平成 10 年度	幼稚園適正配置を提言(幼児教育 PT 報告書)	
	保育所配置見直しを提言	
平成 12 年度	幼稚園・保育所の一元化を提言(幼保一元化 PT 報告書)	
平成 13 年度	事業推進本部の設置	4
平成 14 年度	保育一元化市民検討委員会設置(市民による検討)	
	市民意見の聴取(平成 14 年 7 月~平成 15 年 3 月)	
平成 15 年 4 月	習志野市就学前子どもの保育一元化カリキュラム指針 の策定	
平成 15 年 6 月	習志野市におけるこども園構想 の策定	4
平成 16 年 4 月	こども部の設置	4
平成 17 年度	地域におけるこども園の拠点機能 を提言(習志野市次世代	
	育成支援対策行動計画)	
平成 18 年 4 月	東習志野こども園の開園	
平成 18 年 7 月	中学校区のこども園と民間活力による保育所や幼稚園の運営	
	を発表 (子育ち・子育て支援体制整備基本計画)	
平成 18 年度	習志野市立こども園整備・市立幼保再編検討委員会の設置・	
~平成20年度	協議(計 14 回)を経て、「既存市立幼稚園・保育所の再編に	
	係る最終答申」を報告(平成 19 年 2 月~平成 21 年 3 月)	

平成 21 年 8 月	習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画	(7)
	<第1期計画> の策定	
	習志野市立幼稚園・保育園私立化ガイドライン策定懇話会の	(
	設置•協議(平成 21 年 11 月~平成 22 年 4 月)	
平成 22 年 6 月	習志野市立保育所私立化ガイドライン、習志野市立幼稚園	(
	私立化ガイドラインの策定	
平成 23 年度	若松、袖ケ浦第二保育所共同運営(平成 24 年 1 月~3 月)	
平成 24 年 4 月	杉の子こども園の開園	
	若松、袖ケ浦第二保育所を社会福祉法人に民間委託	
平成 25 年度	若松、袖ケ浦第二保育所民営化(社会福祉法人移管)	
	「子ども・子育て支援新制度」と『習志野市こども園整備と市立	(
	幼稚園・保育所の再編計画<第2期計画>素案』に係る	
	市民説明会·意見交換会(7/9~7/27、計 11 回)	
平成 25 年 12 月	習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画	٣
	<第2期計画> の策定	
平成 26 年 4 月	袖ケ浦こども園の開園	
	習志野市立幼稚園・保育園私立化ガイドライン策定懇話会の	(
	設置•検討(平成 26 年 5 月~平成 27 年 7 月)	
平成 26 年 8 月	習志野市立保育所私立化ガイドライン を改定	(7)
平成 27 年 7 月	習志野市立幼稚園私立化ガイドライン を改定	(

⑦ 1小学校区ごとへの1幼稚園の配置(昭和37年度~)

習志野市においては、昭和37年ごろ、当時の市長による「(外出時には) 長靴を履いてください(道路整備の先送り)。その代わり、幼児教育の充実に 全力を注ぎます。」との方針の下、昭和37年11月の「市立杉の子幼稚園」 の開園を端緒として、1小学校区への1市立幼稚園の設置を進めてきた。

また、これより前の昭和 24 年 4 月の「市立 (当時は町立) 大久保保育所」の開園を端緒として、幼稚園と同様に、原則として、1 小学校区への 1 市立保育所の設置を進めてきた。

これらの動きもふまえ、習志野市においては、昭和 45 年 4 月、「文教住宅都市憲章」を制定している。

① 幼保一元化・こども園化にむけた体制の整備(平成13年度~) 習志野市においても、全国的な傾向と同様、少子化の進展によって、幼稚 園の需要が減少して空き教室が増える一方で、保育園の需要が増加するとと もに、園施設の多くが昭和 40 年代に建設されたものであったことから、老朽 化が進んできていた。

この問題に特化して検討するため、平成 13 年に事業推進本部を設置し、 幼稚園や保育所の統廃合にとどまらない、あえて"習志野市らしい方法"と してこども園の整備を視野に入れるとともに、統一カリキュラム(習志野市 就学前子どもの保育一元化カリキュラム指針)の策定を目指して検討を開始 した。(なお、同指針は平成 15 年 4 月に策定された。)

かつては地域力、家庭力が確立していたことから、行政としても、在宅の 支援に力を入れることなく、幼稚園、保育所の整備を優先させてきていた。 しかし、後述するとおり、児童虐待等の問題が出てきたことから、上述した 園施設の老朽化対策も端緒となって、在宅の子どもも含め幼児期の子どもを 支援し、地域の子育ち・子育て支援の拠点機能を強化するため、こども園を 整備するとともに「こどもセンター(子育て支援施設)」を併設し、乳児食の 作り方、健康づくり、反抗期の扱い等の相談、情報提供を行っている。

平成 16 年度には庁内の組織を改編して新たに「こども部」を創設し、それまでの事業推進本部が発展的に解消されている。なお、職員は、教育委員会と市長部局に跨る併任辞令を受けることとなった。(辞令については、平成27 年度に一本化されている。)また、平成18 年度からは、幼稚園と保育所の職員の間での人事交流も実施している。

なお、習志野市においては、上述した取組もふまえて、平成 15 年 6 月に「習志野市におけるこども園構想」を策定し、平成 18 年度に国の構造改革特区の指定(許可)を受け、これを具現化させている。したがって、国による「子ども・子育て支援新制度」は、「習志野市におけるこども園構想」もふまえた制度となっている。

⑦ 「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」の策定 (平成 21 年度~)

習志野市においては、1園めのこども園となる「東習志野こども園」の開園(平成18年4月)とその後の運営に当たって、事前研修等による周知も重ねていたものの、職員等がこども園化に十分納得できていないなかでの開園となりかなり苦労したことをふまえ、平成21年8月に「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画<第1期計画>」(第1期計画)を策定した。



第1期計画においては、市内に7つある中学校の校区ごとに1園ずつこども園(子育ての拠点としての位置づけ)を配置し、その他の施設については需要を見ながら私立園化していくという方針を定めた。また、併せて、市立幼稚園と市立保育所を再編・統合するとともに、民間認

可保育所の民有地や国有地・市有地への誘致促進を支援することとした。

また、第1期計画に基づいて、市立保育所2園(市立若松保育所と袖ケ浦 第二保育所)を私立園化し、習志野市では初めての私立保育園が整備された。 また、市立幼稚園2園(市立つくし幼稚園と実花幼稚園)を私立園化する予 定であったが、需要が減ってきたため、県の認可が下りず、実施は凍結・再 検討されることとなった。

その後、平成25年12月には「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画<第2期計画>」(第2期計画)を策定した。後述するとおり、第1期計画の考え方を基本としながら、国の「子ども・子育て支援新制度」もふまえた内容となっている。

また、私立園化される園の保護者や学識経験者を交えて懇話会を開催し、幼稚園や保育園の私立化に係るガイドラインを作成した。なお、このガイドラインの内容もふまえ、平成 28 年度に市立保育所の 1 園を私立園化する予定であるとともに、平成 27 年度は私立園化する市立幼稚園 2 園の運営事業者を募集している。

イ) 第2期計画策定の背景

少子化の進行に伴う幼稚園在園児の減少や保育ニーズの増加に伴う待機児童の増加に加えて、家庭力の低下、子育て世帯の孤立化、虐待の増加等が第1期計画策定時から進んだことに加えて、全市的観点から、近隣小中学校の建て替えに合わせて市内の公共施設を統合していくことを方向づけた「習志野市公共施設再生計画」(平成26年3月策定)との整合性の確保、平成24年に策定された国の「子ども・子育て支援新制度」による制度上の問題を視野に入れる必要があったため、第1期計画をふまえて第2期計画を策定した。

ただし、市内4園めのこども園となる「(仮称)大久保こども園」(市立大久保保育所と市立新栄幼稚園の統合)については、すでに近隣の中学校の耐震化が済んでしまっており、既存の保育所を活用することとした。

なお、園施設の新築や老朽化に対応した改築・改修に当たって、公立園の場合は多額の市費の投入が必要となるが、施設整備費に対する国からの補助はなく、交付税算入されるのみであることから、公立園としての運営は極めて厳しい状況となる。その一方で、社会福祉法人等が事業者となる私立園の場合は、国や県による整備補助金の交付が可能となることから、こども園を含む公立園の新設や改築・改修に当たっては、市の財政状況を勘案すれば慎重にならざるを得ない状況となっている。

ウ) こども園に求められる役割

⑦ これまで培ってきた公立としての良さの継承



習志野市においては、これまでから幼児教育を大切にしてきたことに加えて、平成19年度までは私立保育園がなかったことから、保護者の間では、私立園化すると保育サービスの質が劣悪化してしまうのではないかとの不安に伴う私立園化への反対の声が非常に大きく、担

当の職員も対応には大変苦慮した。したがって、習志野市では、私立園化に際して、1年半の間に 200 回もの説明会を開催し、延べ 3,000 人の対象者に対して繰り返し説明を行った。その結果、開園した私立保育園 2 園では、現在、安定的に運営がなされている。

保護者としても、公立園の整備を長期にわたって待っていられない状況があるとともに、他市から転入してきた住民にとっては私立園への通園が当然であったことなどから、私立園化に対して徐々に気持ちが軟化し、市の方針に沿うのであれば問題ないといった意見に変化していった(反対意見がなくなってきた)。

また、こども園化に対しても、当初は反対の声が大きかったが、市による 説明の結果、今ではむしろ増やしてほしいという声に変化してきている。

なお、市からの説明を通じて、さらには、

子どもにとって、通園する幼稚園、保育園で区分されるのはおかしく、

小学校に入学した時には同じ能力が備わっているべきである

- ・ 0歳児からの預かりを行うことにより発達の様子が分かる
- ・ 幼稚園が積み重ねてきた学習・教育を活かすべき
- ・ 自らの体験からの学びを大切することが基本であり、このことを充実 することが公立園としての役割である

といった意見も保護者から寄せられた。

① 地域の子育て支援センターとしての役割

発達障がいをもつ子ども等への対応は、私立園における経営面も考慮し、公立園が担うことが求められており、公立園として整備されたこども園の役割、こども園に対する期待は大きいものがある。このほか、一時保育による多様な保育ニーズへの対応等、こども園にはきめ細やかな子育て支援が求められている。

また、平成 27 年度から、こども園に併設されたこどもセンターに、子どもの発育や保育、教育など総合的な相談に応じるため、現有職員(保育士・保健師等の専門職)による「子育て支援コンシェルジュ」が配置された。上述したとおり、家庭力の低下、子育て世帯の孤立化、虐待の増加等に伴う支援の必要な子どもや保護者が増加していることから、こども園に通う子どもだけではなく、在宅保育の子どもや保護者を含めて、気軽に相談でき、しっかりと支援することができるセーフティーネット機関となり、市をはじめとする子育てに関係する様々な関係機関への窓口となって、相談支援のネットワークづくりに積極的に取り組み、地域の子どもや保護者のための子育て支援センターとしての役割を担うことも大きく求められている。

エ) 今後の既存市立幼稚園・保育所の再編にむけた方針と課題

⑦ 就学前教育・保育に対する市の方向性

習志野市としては、公立こども園 7 園と私立幼稚園、私立保育所で就学前の教育、保育を行うことを 1 つの方向性としている。少子化の進行により、いずれ園の廃止を考える時期がくるものと推定されるが、その際には、公立園と私立園が共倒れとならないよう、長期的なニーズをふまえて、まずは公立園から廃止していくこととなる。

また、公立園の私立園化に際しては、これまでから市の幼児教育・保育に 多大なる貢献をいただいてきたことを勘案して、事業主体を市内の事業所に 限って募集している。

⑦ こども園の整備の遅れ

第2期計画の期間に4中学校区にこども園の配置が完了し、市内7中学校区のうちで整備されていない残り3園の整備に当たっては、平成32年度以降に策定される予定の第3期計画での課題となる。

の 保育園の増設による対応

その一方、習志野市にはまだ農地が多く残り、今後 7,000 人規模での開発 も予定されていることから、しばらくの間は乳幼児が増える見込みである。 そのため、今後、認可保育園 7 園、小規模保育園 7 園が新たに開園する予定 であり、これらの施設で計 1,000 名の収容が可能となる。習志野市では将来 的に計 3,000 名の保育ニーズがあると予測しており、現在のところ 2,000 名 程度を収容しているため、上述した新たな施設の整備によって、待機児童の 問題は解消できる予定である。

□ 幼稚園での受入れ体制と3歳児の待機児童の存在

習志野市においては、市立(公立)幼稚園では4歳児からの受入れ、私立 幼稚園では3歳児からの受入れとすることを約50年前から取り決めている。 このため、私立幼稚園においては、各園間での競争が厳しくなってきている ものの、経営は比較的安定しているとのことである。

しかしながら、現状においては、市内で300名近い3歳児の待機児童が存在していることから、この取り決めについては、市として再度検討する必要があるものと捉えている。

私立園化した際の職員の質の保障

一般的に私立保育所では経験年数の浅い保育士が相対的に多いため、公立 保育所の方が、保育の質が高いと思われている。

したがって、習志野市としても、市立保育所が私立園化するに当たっては、 保護者の懸念が強かったこともふまえ、

- ① 職員の採用・配置に際して一定の経験年数の条件づけ (3分の1以上の保育教諭は5年以上の常勤経験者であること)
- ② 保育所の施設長やこども園の園長・副園長職配属者に対する一定の経験 年数の条件づけ
 - ・ 保育所の施設長 認可保育所又は認可保育所に準ずる集団的保育を 実施する保育施設での常勤職員としての保育経験

10年以上の者

- ・ こども園の園長・副園長 5年以上の常勤としての保育経験者
- ③ 私立園化(開園) する 3 か月前から、私立保育園の職員が市立保育所に おいて共同保育を実施することによる市立(公立)保育所のサービス内 容の継承と担当園児の性格の把握
- ④ 開園後1年間は市立(公立)保育所の職員(指導研修係)による指導(相談・訪問による間接的指導)
- ⑤ 公私合同会議への参加の義務づけ

を行うことで、私立保育園の職員の質を確保しており、このことはガイドラインにも明文化している。



また、ガイドラインの内容が 遵守されているかを監視するため、習志野市においては、市と園 を運営する民間事業者と保護者 の3者による「3者協議会」を設 置しており、保護者からの要望に よりおおむね月に 1 回程度開催 し、3者による協議を行いながら

合意形成を図っている。習志野市としても、指導主事による支援をきめ細かく 行っており、私立園化した後も、決して丸投げしているわけではない。

なお、3 者協議会の回数を重ねるごとに、保護者や市から民間事業者への要望は減少しており、最終的には、完全移管し、私立園としての独自性に委ねたいと考えている。

さらに、公立幼稚園がこども園に移行し私立園化する場合にも、3 者協議会 を通して詳細を決定していくこととしている。

なお、国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、公立園と私立園で保育料が所得に応じた6段階区分に統一されるため、習志野市では市内23か所で説明会を開催し、周知したところである。

【質疑応答(主なもの)】

ア)保育時間の違いによる子どもへの配慮は

質問 こども園に移行した際、短時間保育園児と長時間保育園児の降園時間の

違いによる子どもへの心理的な影響は大きいのではないかと危惧(心配) する保護者の声をたびたび耳にするが、実情は。

回答 大人は心配するが、当の子ども本人にとっては、0歳から続いてきた生活の延長にすぎないためにあまり深刻な問題ではなく、柔軟に乗り越えていっている。保育の内容でカバーできる範囲である。

また、この問題は、午睡時における設備等ハード面の工夫によって、未 然に防ぐことが可能である。



なお、現在、概ね 30 名クラス のうち 20 名が 1 号認定子ども(短 時間保育児)、10 名が 2 号認定子 ども(長時間保育児)となってお り、9 時から 14 時までの間は統一 カリキュラムにより運営してい る。

こども園では、短時間保育児に対しては 15 時まで園庭を開放しているため、2 号認定子どもは 14 時から 15 時までの間は午睡やおやつの時間となる。

このほか、短時間保育児については、降園時間に保護者とのコミュニケーションを直接とっている。なお、長時間保育児については、降園時間が子どもによって相当異なるため、連絡帳や保育メール等により保護者とのコミュニケーションをとっている。また、個人面談の充実に加え、平成27年度からは市として「保育メール」を導入し、市の担当者としても、これまで以上に迅速な対応が図れていると感じている。

イ) こども園での保護者会の運営は

質問 こども園に移行された後の保護者会 (PTA) の運営について危惧 (心配) する声も多いが、習志野市でも同様の状況は見られたか。また、この点に ついて、市としてはどのように対応したのか。

回答 習志野市としても十分に配慮すべき点として認識しており、こども園への移行に当たって、まず旧幼稚園における PTA 活動はいったん縮小し、アンケート調査し、保護者の意見を丁寧に聴取しながら、子どものために何をするのかを整理し、従来からの行事を負担のない範囲にまで整理し、保護者の総意として保護者会(PTA)を再構築した。

また、保護者会 (PTA) の活動自体は、1 号認定子ども (短時間保育児) の保護者が主となっているが、2 号認定子ども (長時間保育児) の保護者 も自身ができることを支援されており、行事当日はかなり支援されている。 なお、活動自体は「できる人ができる時にできることをやる」ことを基本 とされており、役員を強制的に任されるといったことはない。

ウ) **公立園として、障がいをもつ子どもへの対応を**

質問 公立園の役割の1つとして、障がいをもつ子どもの受け皿となるべきであるとの認識はあるか。

また、習志野市において、他に障がいをもつ子どもを受け入れている施 設はあるのか。

回答 習志野市においては、公立園では、臨床心理士等の資格を有する者を配置し、障がいの有無にかかわらずすべての子どもを対象として保育している。

また、私立園にも障がいを もつ子どもを受け入れてもら っている。なお、「習志野市立



保育所私立化ガイドライン」では、運営主体となる民間事業者に対して、 「障がい児保育の実施」を求めている。

このほか、習志野市では、ひまわり発達支援センターを開設し、必要に 応じた園への臨床心理士の派遣等によって、職員への指導・支援を行って いる。また、幼稚園 2 園には特別支援教室を開設し、有資格職員を配置し ている。その他の施設で受け入れる場合には支援員を配置する。

エ)預かり保育(延長保育)の現状は

質問 市内の幼稚園やこども園における預かり保育(延長保育)の現状は。 また、17 時まで延長することによる問題はあるか。

回答 市立幼稚園における預かり保育は、平成 26 年度までは 16 時までであったが、保護者のニーズが高いことから、平成 27 年度から 17 時までとした。また、私立幼稚園においては、以前から 17 時まで実施しており、5 園のうち 1 園については 19 時まで実施している。

こども園では、17時まで1号認定子ども(短時間保育児)の預かり保

育を実施している。

預かり保育の利用時間が1時間延長されることにより、1園当たり職員1名が1時間の超過勤務となることから、コスト(人件費)が増加する要因となるが、国の「子ども・子育て支援新制度」においては、公立園での取組に対しても補助の対象とすることとなったため、財政的な問題は生じていない。

(2) 東京都町田市

【視察項目】

幼保連携の在り方について

- ① 市における保育・教育サービスの現状について
- ② 認定こども園に求められる役割と連携の在り方について
- ③ 20年間期間限定認可保育所事業について
- ④ 幼保連携にむけた今後の課題について

【市における保育・教育サービスの現状】

			園 児 数					施 設数	
	0 歳	1歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計	公立	私立
認可保育所	527	1,003	1,185	1,189	1,195	1,225	6,324	5	66
家庭的保育者 (保育ママ)	8	37	31	_	_	_	76	0	18
認証保育所	15	64	58	34	26	33	230	0	6
幼稚園	0	24	28	2,074	2,420	2,508	7,054	0	37
幼稚園(私学助成)	_	_	_	1,393	1,592	1,649	4,634	0	25
幼稚園(新制度移行)	_	_	_	189	256	249	694	0	5
認定こども園	0	24	28	492	572	610	1,726	0	7
合 計	550	1,128	1,302	3,297	3,641	3,766	13,684	5	127

平成27年5月1日現在 視察時提供資料より

ア) 施設・園児の状況

町田市における公立保育園は、当初9園であったものの、平成27年度現在では5園(市内全5地区に1園ずつ)の配置となっており、5園すべてに児童相談所を併設している。なお、保育所の総数は、平成27年度の認可保育所は

71 園、分園が8 園となっており、平成26 年度から4 園増加している。また、家庭的保育者(保育ママ)は定員84名に対して76名が利用している。

一方、町田市における幼稚園は、公立園がなく、37園すべてが私立園となっている。このうち、平成27年5月現在では、7園が認定こども園(幼保連携型(1・2歳児も受入れ)が2園、幼稚園型が5園)に移行している。なお、国の「子ども・子育て支援新制度」における給付手法が「施設型給付」に変更され、補助額が減少したことに伴う経営上の懸念から、ここ数年、こども園から幼稚園に移行したり、再度こども園に移行したりする動きも一部に見られた。なお、もともと、市民の幼稚園に対するニーズは高い地域であった。

また、平成 27 年 4 月現在の待機児童数は 153 名であり、0~2 歳児が多くなっている。(平成 26 年 4 月時点では 203 名であり、50 名減少している。)

町田市としては、今後においても、待機児童の解消にむけて、保育ニーズ の高い地区に保育所を整備する方針である。

イ) 庁内組織の体制



国の「子ども・子育て支援新制度」への移行に伴う業務の増加により、町田市では平成27年度に組織を改正し、これまで町田市による保育・就学前教育サービスの担当であった「子育て支援課」について、「保育・幼稚園課」、「子育て推進課」、「子ども家庭支援センター」の3つの組織に再編した。

「保育・幼稚園課」は、園施設や保護者に対する給付事務、公立園通園児からの保育料の徴収事務のほか、認可保育所や認定こども園、家庭的保育者(保育ママ)への入所事務、障がいをもつ子どもに対しての通園促進事業、「保育コンシェルジュ」と称した就学前の子どもの保護者を対象とした相談業務等を所管している。

「子育て推進課」は、市立(公立)保育園における保育業務、病児・病後児保育事業、認可保育所や認定こども園等の認定事務のほか、園施設の整備業務等を所管している。

「子ども家庭支援センター」は、センターの運営に加えて、ひとり親家庭に

【認定こども園に求められる役割と連携の在り方】

○ 行政主導によるこども園化と多様な主体との連携

町田市においては、国の「子ども・ 子育て支援新制度」の提示もふまえて、 ① 保育所の整備、② 多様な保育形態

④ 保育サービスに対する負担の軽減 の各項目を実現させるために、

の充実、③乳幼児の発達支援、

「町田市新5カ年計画(2012~2016 年度)」や「町田市子ども・子育て



支援事業計画」に基づき、まず、私立幼稚園から認定こども園化を進めている。 市内に公立幼稚園がなく、公立保育所も圧倒的に少ないなかで、上述の4項目 を行政が主導して取り組んでいく必要があることから、多様な主体との連携が 必須となってくる。

なお、町田市においては、国の「子ども・子育て支援新制度」の発表に先がけて、平成21年度に認定こども園(幼保連携型)が市内の5地区に1園ずつ開設されている。また、平成26年度に「20年間期間限定認可保育所」(後述)の新設と幼保連携型認定こども園2園の整備により、保育施設の定員を410名増加させたとともに、今後においても、現時点においては、「20年間期間限定認可保育所」と幼保連携型認定こども園1園を整備し、保育施設の定員を189名増加させることを予定している。

【20年間期間限定認可保育所事業】

ア) 事業の実施に至った経緯



町田市においては、平成20年当時、 待機児童数が200名を超えており、 その解消にむけて、抜本的な対策が求 められていた。一方、将来的には就学 前児童数の減少が見込まれていた。

また、市内には、新たに保育所を 開設できるような敷地が公有地にも 民有地にもすでになかった。

なお、当然ながら、認可保育所の建設には初期投資費用が高く、運営主体となる民間事業者の負担も大きい。保育所に対する既存の整備補助金の制度を利用していては、開設に至るまでには通常2年かかり、保護者からのニーズに迅速に対応できない。

したがって、町田市においては、市独自の事業として、児童数の減少を見据えた 20 年間の期間限定での認可保育所の設置にむけて、民有地を活用し、土地所有者に対する認可保育所の建設費の一部を市が補助(市の独自財源)するとともに、認可保育所の運営主体に対する土地や建物の賃借料の一部を市が20 年間にわたり補助(市の独自財源)する「20 年間期間限定認可保育所事業」を平成 21 年度から実施するに至った。

この事業は、土地の所有者と運営主体となる民間事業者の双方にメリットがあり、町田市としても、市の一般財源からの多大な拠出はあっても、単年度で認可保育所を建設することが可能となることから、待機児童の早期解消にむけた対応策として期待されている。また、今後、新設される園については、20年間期間限定認可保育所のみとする方針である。

イ) 20 年間期間限定認可保育所のメリット

運営主体となる民間事業者にとっては、① 建物の賃貸借によって初期投資 が最小限に抑えられること、② 事業者(法人)の資産でないため、20年後の 撤退が容易であること、③ 20年間にわたって、賃借料の一部補助を受けられることがメリットとして挙げられる。

その一方、土地・建物の所有者にとっては、① 20 年間にわたって、安定した収入が得られること、② 20 年後の資産運用が可能であること、③ 建設費の一部補助を受けられることがメリットとして挙げられる。

ウ) 20 年間期間限定認可保育所の種類と実績

町田市における 20 年間期間限定認可保育所は、その開設手法等によって、「新築型」、「改修型」、「低年齢児型」の3つのタイプに分類される。

⑦ 新築型

更地に、おおむね定員 100 人規模の認可保育所を開設するタイプであり、 町田市は、土地所有者に対して最大で 3,000 万円を補助することとし、土地 所有者は社会福祉法人等に建物を貸す一方、運営主体となる民間事業者に対 しては 20 年間にわたって、賃借料を最大で 1,200 万円補助する。 なお、平成 26 年度までの 6 年間で、計 10 施設、1,065 名の定員を増加させることができた。

⑦ 改修型

既存の建物を改修し、おおむね定員 60 人規模の認可保育所を開設するタイプであり、町田市は、最大で 2,185 万 5,000 円 (2,500 万円の 8 分の 7) を補助することで、既存の建物を貸借して保育所スペースに改修される。

また、運営主体となる民間事業者に対して、町田市は 20 年間にわたって 賃借料を最大で 600 万円補助する。

なお、平成 26 年度までの 6 年間で、計 7 施設、340 名の定員を増加させることができた。

⑤ 低年齢児型

新築型、改修型のどちらのタイプにも適用するが、0~2 歳児を対象としたおおむね30人規模の認可保育所を開設するタイプである。

町田市は、新築型の場合、建設費には最大で2,000万円を、賃借料には最大で800万円をそれぞれ補助する。また、改修型の場合、建設費には最大で1,312万6,000円を、賃借料には最大で400万円を補助する。

なお、平成 26 年度までの 6 年間で、1 施設、39 名の定員を増加させることができた。

また、低年齢型 20 年間期間限定認可保育所の卒園児は、3 歳以降は近隣の保育園に転園することになる。

なお、賃借料は、土地所有者と運営主体となる民間事業者との間で決定されており、市は固定資産税の3倍を基準として補助している。

エ)事業に当たっての経費

20 年間期間限定認可保育園事業に伴う経費は、年間で 4 億 1,187 万 5,000 円であった。内訳は、建築費の補助が新築型で 3,000 万円、改修型で 2,187 万 5,000 円、賃借料の補助が新築型で 2 億 4,000 万円、改修型で 1 億 2,000 万円 となっている。

このほか、平成 21 年度から実施している本事業に加え、認定こども園の設置推進事業として平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間にわたり、開所時間に応じて交付金措置を行った。

【幼保連携にむけた今後の課題】

ア) 認定こども園に対する周知と適切な運用

認定こども園制度については、国の制度変更に伴い、運営主体自身が運営 形態の変更を繰り返すなどしたこともあって保護者にとって分かりにくい制 度となっていたため、町田市としても、説明用資料(各園の内容)を作成し、 周知に努めているところである。

一方、認定こども園制度には 保育認定、教育認定に柔軟に対 応できるメリットがある。例え ば、夏休みの時期までに、保護 者(母親)の就労形態の変化に 合わせて1号認定から2号認定 に認定替えするケースはよく 見られる。なお、認定替えは、



1号認定の1割までが上限となっており、各園で10~15名となっている。

いずれにしても、認定こども園制度に対する保護者の認知度を高めること が課題となっている。

また、国の「子ども・子育て支援新制度」に基づいて認定こども園に移行した場合は施設型給付となり、これまでの私学助成を下回る場合があるが、この場合、2号認定子ども、3号認定子どもに対して市単独の給付を実施することで、認定こども園に対して保育園と同等の給付を行っている。

イ) 20 年間期間限定認可保育所事業における 20 年経過後の見通しと立地

20年間期間限定認可保育所事業は、建物所有者と民間事業者(運営主体)との間での「普通借家契約」によって成立しているにすぎず、「定期借家契約」を締結しているわけではない。したがって、20年の契約期間の経過後は、その時点での保育ニーズをふまえ、土地所有者の意向を確認しながら継続するか撤退するかを検討することとなるため、20年後に問題が発生しないかどうかの想定はできていない。

また、20年間期間限定認可保育所事業は、手揚げ方式(応募方式)を採用 しているため、町田市の保育ニーズに合わせて認可保育所の立地がなされると は限らず、施設の偏在を是正することは困難である。町田市としても、保育ニ ーズの高い地区に土地や建物をいかに確保するかが課題となっている。 なお、認可保育所の認可権限は東京都にあるが、認可に際して 20 年という 期限は設けられていない。

【質疑応答(主なもの)】

ア) 定期借家契約を締結していない理由は

質問 20 年間期間限定認可保育所事業は「普通借家契約」により成立しているにすぎず、問題が発生した場合も民法の信義則に拠るところが大きいとのことだが、なぜ「定期借家契約」を締結しない制度としたのか。

回答 20 年間期間限定認可保育所事業の運営主体となる民間事業者が「定期借家契約」を締結することに難色を示したことに尽きる。なお、定期借地権を活用すると、手続きが煩雑となることもあり敬遠されたものと推測している。

イ) その他

質問 国の「子ども・子育て支援新制度」における給付手法が「施設型給付」に変更され、補助額が減少することに伴う経営上の懸念から、ここ数年、町田市を含めて全国的に認定こども園の認定を返上する動きも見られるようだが、園の規模の違いによる差はあるのか。

回答 一般的に、園の規模(定員)が 200 名を超えると給付費が逓減すると 聞いており、大規模な園を経営している事業者にとっては、こども園化は 不利となる。

4 視察をふまえての委員意見・考察

- (1) 習志野市立 杉の子こども園 (千葉県習志野市)
 - 今回、習志野市立 杉の子こども園を 視察し、こども園を始めて見学させて いただいた。生後 57 日目からの乳児を 預かる産休保育室があり、習志野市に おける育児支援の手厚さと保育への 市の力の入れ具合を垣間見た気がした。 こどもセンターが併設されていて、 こども園に通う子供や保護者だけでは



なく、地域における在宅保育中の子どもや子育て中の保護者が気軽に集え相談できる環境は素晴らしいと思った。

○ 習志野市においては、早くから小学校入学時に子どもたちが同じ学力を持つようにすることを前提として、公立を中心として幼稚園・保育所の教育・保育サービスに力を入れてきた。一方で、前述した問題が顕在化するなか、公立中心のサービス展開を方向転換し、「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」を策定し、長期的な展望に立った施策を展開してきた。

具体的には、「1 中学校区に 1 公立のこども園を設置し、ここに子ども支援センターを併設する」、「その他の施設については私立園化を進める」、「私立園化に当たっては保護者の意見を反映したガイドラインを作成し、これに従って事業を進める」、「公立園・私立園のバランスに配慮しつつ私立園化を進め、将来的な児童減少に対して公私の共倒れを防ぐため需要をふまえながら公立園から廃止する」といった方針を持って事業を進めている。

また、私立園化に当たっては、保護者への説明、移行期の職員配置をはじめとする丁 寧な対応を行い、保護者の不安を払拭してきた。

従来の取組を大きく転換する際には、長期的な方針を明確にするとともに、個別案件に対しては保護者や子どもの立場に立った丁寧な対応を行いつつ、事業を進めていることが重要であると実感した。

- 本市においても、今後、習志野市のように、市としての幼児教育・保育に対する方針 (ガイドライン)の策定と、保護者や市民に対する丁寧な説明、合意形成の必要性を再 認識した。きちんとしたガイドラインに基づいてこども園の役割を説明すれば、保護者 もいずれ納得されることが理解できた。
- 習志野市では、幼保一体化、こども園化に当たってはたっぷりと時間をかけ、綿密な 準備をしたうえで、保護者等関係者、市民への懇切丁寧な説明を行っていることが確認 できた。その点、本市の取組には反省すべき点が多いように感じる。
- こども園とは何か分からないことで、保護者の不安が高まっている。

本市においても説明はしているが、習志野市のように繰り返し具体的な事例を出して 説明する必要性が感じられる。

また、保護者会の運営についても幼稚園の保護者と保育所の保護者との考え方の違いがあるので、市、園、保護者の3者による懇談の場を、話合いの回を重ねて一番いい方

法を探っていく必要がある。まずは、分からないことによる不安を解消するような対応 を早急に望みたい。情報の発信が弱いという点は、保護者、園サイド両方から聞かれた ので、情報の発信の強化が必要であると考える。

待機児童解消にむけた施策を必要な時期だけ行う方法も町田市の事例も参考に、本市 においても、スピード感を持って進めていかなければならない。

- 習志野市では、すべての園が参加して統一カリキュラムが作成され、これによって、 職員の意識が少しずつ変化していったそうだ。市の担当者も、やってみれば理解は進む し、環境が変われば人は変わることができる(変わらざるを得ない)と述べておられた。 心にとどめたい。
- 杉の子こども園はこどもセンターを併設し、通園児やその保護者のみならず、地域の 通園していない子どもとその保護者に対する支援も積極的に行っている。この取組は、 地域の子育て支援センターとしての機能を担うものである。本市において将来求められ るであろう「地域包括子育て支援センター(仮)」の整備にむけて、参考にすべき取組 だと思う。
- 南こども園にも園庭開放等の取組だけではなく、地域のこども子育て支援センターと しての機能・役割を担える施設となることを期待したい。
- 南こども園は、本市初のこども園として、市立園として果たすべき機能・役割を明確 に整理・準備されているのか疑問に思う。
- 「地域の園」としての保育園の位置づけが薄いと感じられている(保育園職員からの聞き取り)本市にとっては、こども園の整備はその解消にむけた有益な取組であるとも思われる。
- 言うまでもなく、地域との関係の強化を図るとともに、園児のセキュリティ確保のための万全な対策が求められる。
- 預かり保育の 17 時までの時間延長は、本市においてもニーズが高いと思われる。実現にむけて早急に取り組むべきである。
- 幼稚園、保育園と分けるのはおかしく、同じ力を持って小学校に送り出したいという

思いを聞き、分ける必要はないことに気がついた。

- 公立保育所を私立化するに当たっては、変化を嫌う保護者の強い反発もあって、1年 半の間に200回近くの説明会を開催したと聞き、大変驚いた。
- 本市には、現在こども園がないので、これまで市から提供される資料を読んでもよく 分からなかったが、実際に訪問して施設を見学することによって、こども園がどういう 施設であるかを理解することができた。本市の保護者の皆さんからは「こども園につい てよく分からない」という声を多数聞くが、こども園への移行が予定されている保護者 の皆さんや市 PTA 協議会の皆さんに、実際こども園を訪問していただき、不安な点を 質問することによって、自身が抱いている不安や心配を少しでも和らげていただければ と思った。仮にそれが難しい場合は、これまで習志野市が行ってこられたような、丁寧 な説明が必要であると思われる。
- 短時間保育児と長時間保育児の間で降園時間に差があること等に伴う子どもの心のケアを心配される保護者も多いが、子ども自身は状況を理解し柔軟に受け入れることができているようだ。今回視察した杉の子こども園では、短時間保育児の降園に伴う待機・園庭での遊びの際には、長時間保育児は、短寝やおやつを食べて過ごし、短



時間保育児がすべて降園してから園庭で遊ぶなど、工夫がされている。 本市のこども園においても、同様の工夫・配慮がなされることを切に願う。

○ こども園に移行した際の保護者会の運営に当たっては、今回、こども園側がやってほ しいことを書き出し、保護者に出来るところに名前を書き、出来る人に行ってもらうと いう事例を聞いた。

本市においても保護者会の運営について不安に思われている保護者が多いので、市は、 先行するこども園の保護者会の運営の仕方の事例を集めて提示し、短時間保育児と長時 間保育児の保護者との話合いによって、お互いの状況や思いを理解しあい、無理のない 範囲で楽しく活動ができるようになればよいと思う。 ○ こども園の小学校をはじめとする公共施設との統合等、財政や運営面での課題、自治 体が必要な保育を提供していくうえでの課題に市がどのように応えていくのかが今後 の大きな課題と言えるのではないか。

(2) 東京都町田市

○ 町田市においては、「保育園については各地区に1園の児童相談所を併設した公立園 を配置する(それ以外は私立園)」、「幼稚園(すべて私立園)のこども園化を推進する」、 「現在の待機児童、将来的な児童減少に対応する方法として20年間期間限定認可保育 所事業を実施する」といった方針で取り組んでいる。

従来から私立の幼稚園・保育園を中心とした教育・保育サービスを展開してきた自治体であり、本市とは前提が大きく異なる。しかし、自治体の特性に合わせて、幼稚園のこども園化による保育サービスの拡充、現在の待機児童の解消にむけた取組や、将来的な児童減少に備えた市独自事業の推進を柱として取り組むという、中長期的な方針を明確にして取り組んでいる点は参考とすべきである。

○ 市域を大きく5つの区域に分け、各々の区域に1か所ずつ整備された市立保育園に子育て支援センター機能を持たせて、それ以外の保育園及び幼稚園・こども園のすべては民間事業者による私立園となっている。2号認定子どもの増加や、保育にとどまらず幼児教育を希望する保護者のニーズ、将来的な児童数の減少に対しては幼稚園から幼稚



園型認定こども園への移行で対応しようとされている。「20 年間期間限定認可保育所事業」は、"即戦力"と言えようが、契約上・市の財政負担上の課題もあることが判明した。また、本市では未実施である保育ママも 17 か所もある。

したがって、これら町田市で先進的に取り組まれてきた施策を参考に、本市でのこども園の整備や公立幼稚園・保育園の在り方、公立園と私立園の役割分担、様々な保護者ニーズへの対応等について検討していきたい。

○ 市が私立園から認定こども園化を推進するとともに、財政面からバックアップしながら民間事業者の力やノウハウを借りて期間限定での認可保育所の開設を誘致する意義は大きいのではないか。とりわけ、2、3 号認定子どもに対する公的保育を保障してい

くうえで「20年間期間限定認可保育所事業」には期待したい。

- 「20 年間期間限定認可保育所事業」は、現行の事業者のみならず今後増加が見込まれる小規模保育事業など、保育事業者数や保育所数を増やすためには、有効な施策であると考える。また、空き家対策に関連した施策としても、継続して研究すべきであると感じた。ただし、定期借家契約等によらない契約となっているとのことであり、法的整合性には疑問が残る。
- 町田市における待機児童解消にむけた取組の 1 つである「20 年間期間限定認可保育所事業」のうち低年齢児型認可保育所の整備は、空き家・空き店舗対策にもなり、よい取組であると考える。定借ではないという課題もあるが、契約関係の問題点、そして、卒園後のスムーズな入園が可能になれば(町田市では、低年齢型認可保育所の卒園後、引継ぎ・入園先の保育所はバラバラになる)、本市においても待機児童解消につながるのではないかと考える。ただし、この取組は、国の補助をあまり使うことなく短期間で実行に移せるが、市の一般財源への負担、20 年間分の賃貸料補助の債務負担があるため、将来世代への負担が増えることになり、この点は大きな課題であると言える。
- 1~2 歳児をはじめとする待機児童の解消にむけて、ニーズ調査をふまえた小規模保育 事業、保育ママ事業を含め、本市の計画・方針について再度確認する必要がある。
- こども園のメリットは、夏休み前等における母親の就労状況による変更に対して柔軟に対応できることにある。市として、このことについて情報を発信すれば、こども園の特徴が分かりやすくなる。
- 町田市は、「子育で情報誌」の内容が充実し、必要な情報(公共施設、園、保険事業、 手当、補助金、医療助成制度、子育で相談、病院)が1冊にまとまっており、本市にお いても類似の情報誌を発行する際には参考としてほしい。
- 幼保連携に伴う先進自治体である町田市においても、本市に比べて長い年月をかけて 丁寧な取組を進めてこられた。本市はこれからの事業であることから、より一層分かり やすい資料の提供と丁寧な説明は必要であると感じた。

【市民福祉委員会】

委員長:伊木まり子 副委員長:成田智樹

委員:樋口清士 桑原義隆 沢田かおる 久保秀徳